

(様式第 1 号)

■会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 7 年度第 1 回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会		
日 時	令和 7 年 7 月 8 日 (火) 10:00～12:00		
場 所	芦屋市役所分庁舎 2 階 大会議室		
出席者	会 長 野崎 志帆 副会長 大林 英夫 委 員 大脇 巧己 嶋田 勝子 鞍田 反省 朝倉 己作 荒西 正和 田中 隆子		
事務局	市民生活部長 和泉 みどり 人権・男女共生課長 竹内 浩文 学校支援課長 浅田 陽一 人権・男女共生課人権推進係長 濱田 真規子 人権・男女共生課主任 子守 紫野		
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 8 人中 8 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞		
傍聴者数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）		

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議題
 - ア 第 5 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針構成と骨子案について
 - イ 第 4 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和 6 年度実績・令和 7 年度実施計画）について
 - ウ その他
- (4) 閉会

2 提出資料

- (1) 令和 7 年度 第 1 回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 次第
- (2) 資料 1 第 5 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の構成案
- (3) 資料 2 第 5 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 構成と骨子案
- (4) 資料 3 芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針評価基準
- (5) 資料 4 第 4 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和 6 年度実績・令和 7 年度実施計画）

3 審議内容

【開会】

【部長あいさつ】

【事務局紹介】

【会長あいさつ】

【会議の成立・会議の公開について説明】

(野崎会長) それでは、議事に入ります。議題(1)第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針構成と骨子案について、事務局から説明願います。

【事務局より、第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針構成と骨子案について、資料1・2に沿って説明】

(野崎会長) 今の説明を受けまして、ご質問やご意見がございましたら、どうぞ。

(朝倉委員) 私は育成会から来ておりまして、こちらは知的障がい者の団体です。知的障がい者は現在、芦屋市で約600人が認定を受けていますが、芦屋市の人口9万5000人の約0.1%です。障がい者全体と申しまして、一番多い身体障がい者でも2,000人台ですから、それにしても非常に少ないです。ですから、そういう点では知らなくて当然で、これが一般の市民の方の認識ではないかと思います。まず、知的障がい者のことをご存じの方はいらっしゃいますか。ほとんどいらっしゃらないと思います。まずは、知っていただいて、初めて色々なことがお話しできるのではないかと思います。特に知的障がいといいますと、字の通り、知識の習得がほとんど進みません。一般的には小学校1年生ぐらいの知識レベルで、そこから伸びないことが多いです。そういった子どもたちのために、「おむすび隊」というものを作りまして、ここにも書いてありますように、市役所でも、今年の10月9日に活動を予定しています。市の窓口は障がい福祉課になっていると思いますが、ぜひそこにおられる方や、市役所の他の方にも見ていただき、聞いていただき、理解をしていただきたいと思います。我々としましては、このような活動を行っておりますが、他の団体でも色々行っていると思います。ですから、それらを援助できるようなこともお願いしたいと思います。

(野崎会長) ありがとうございます。

(大林委員) 知的障がいの子たちの、働く場所の支援なども行っておられるのですか。

(朝倉委員) 働く場所の確保ということでは、芦屋市役所には知的障がい者はゼロです。精神障がいの方は現在少し雇用していただいていると聞いています。私が関わり始めたのは、総合公園の方で、指定管理を行っている団体、これは市が色々決めますよね。そこで、知的障がい者を含めた障がい者の働く場を作ってほしいとお願いしました。現在、総合公園を含めまして、何ヶ所かで指定管理のところをやっていただけるようになっています。ただ、もっとできるような場所があると思っています。例えば図書館のようなところです。しかし、市はそのようなことを進めてくれていません。色々な理由があるのですが、だからといって、それをもって差別ということになるかはわかりませんが、もっと働ける

場所があるはずです。ご存じのように、芦屋市で一番大きい企業は芦屋市役所です。それ以外の場所となると、芦屋市の外に出なければなりません。そうすると、自分で動ける人間は良いですが、動けない人間にとっては、働ける場所は限られます。そのような時に、市役所のような大きなところで受け入れてくれれば非常にありがたいです。

(大林委員) 質問させていただきましたが、知的障がいのことについては、教育の現場で何年も関わってきました。給食の片付けなどがとてもよくできる子がいたりしまして、そういった仕事に結びついたらいいなと思いながら、結局そういうことに結びつかず大きくなって、今はどうしているのか気になっていました。そのような子がたくさんいました。だから、親御さんは本当に心配しながら過ごしておられると感じます。本当にそういう面では、支援していただいている方々のご苦勞もよくわかります。ぜひ、このような場を見つけて実施してほしいと、市の方をお願いしたいです。

(野崎会長) ありがとうございます。それでは、この指針の構成案、大枠のところについて、ご意見を頂戴したいと思います。

(鞍田委員) 第3章、構成の3-0で、「情報化などに伴う人権侵害」とありますが、これは前回、下の方に記載されていたと思いますが、今回、一番前に掲載したのは何か理由があるのでしょうか。国の計画などでしょうか。

(事務局竹内) 国の計画でも前に掲載されています。それに加えて、インターネット上の人権侵害は、それ以降の人権課題全てに共通して関わってくる場所ですので、最初に記述の方が良いと考えまして、ご提案させていただきます。

(野崎会長) 指針の流れからすると、インターネットは全て、個別のあらゆる人権課題に関わります。だからこそ、個別の人権課題で、具体的にこのような新たな課題があること、インターネット上で個別それぞれの人権課題に関わる人権侵害があるという言い方をした方が、イメージが付きやすいのではないかと感じます。個別の人権課題から入ってしまうと、逆に、様々な方がご覧になった際に、自身の問題とはあまり考えないかもしれないので、最初に広く多くの方が関心を持っておられるテーマを持つてくるというのも、ありかとは思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(事務局竹内) 各人権課題の中でも、インターネットが強く影響しているところがありますので、最初に掲載したからといって個別の記述から削るという意味ではなく、一旦ここで述べますが、それぞれの課題の中でも、触れるべきところで触れていこうと考えております。これが最終的な決定稿というわけではございませんので、皆様方のご意見もいただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

(野崎会長) 3-6の「外国人の人権及び多文化共生」についてですが、ここだけ「多文化共生」という言葉が最後に来ています。先ほどお話しいただいたときに、なぜこれが入ったのかの説明がありました。国籍が外国ではなく、ルーツとして外国に繋がっている方がおられるからということでした。しかし、多文化共生という言葉は、そのような意味で使われている言葉ではないと思います。むしろ、日本人との共生、日本人が外国人とどうかかわってということを促す言葉であり、おっしゃったようなニュアンスでは、この表現ではあまり表れないのではないかと思います。外国に繋がる、広い、ルーツを持つ、といった

言い方をしますよね。国籍に関わらず、外国籍の方であっても、例えば、ご両親が日本国籍の方と外国籍の方で、特に母親が外国籍の方で日本語にハンデがある場合は、その子供が結構ハンデを持つことが多いので、国籍だけで見ることはできません。これはよく言われることなので、そのような言い方が広がっています。ただ、これは日本のかなり特殊な表現でして、ほとんど他の国ではそのような言い方はしません。エスニックマイノリティという言い方が一般的ですが、日本は国籍でしか統計データを取らないため、そこが難しいところです。外国人ではなく、民族的少数派やエスニックマイノリティと言えそうですし、国際的にも同じ土俵で議論できますが、エスニックマイノリティを数える統計データが日本にはありませんので、そこが難しいところです。外国人および外国に繋がる人々のような言い方をしている自治体はないのでしょうか。

（事務局竹内）色々と調べますと、川西市が「外国人の人権と多文化共生」という表題にしているのですが、国では「外国人」という項目があるのと、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」という項目がありますが、余計分りにくくなっている気がします。あとは、兵庫県では「外国人」という項目になっており、尼崎市でも「外国籍住民」というような項目になっていて、近年作成したところではそのような状況です。もう少し、国籍だけではなく、少し広げた範囲の方々を対象としているということが伝わるような表現を検討したいと思います。

（野崎会長）言葉が合わなくなっているのですね。外国人という言葉や、国籍だけでは課題が見えません。そこが非常に難しいところです。

（事務局竹内）もう少し検討させていただきます。

（野崎会長）他はいかがでしょうか。

（大脇委員）私は男女共同参画団体協議会から来ていますが、女性の人権のところ少し確認させてください。3-1の「女性の人権」の中で、基本的な、性別役割分担意識の解消という形で、強調したいと先ほども言っていただきましたが、現在の第4次指針でも、「女性の人権」ということでそれなりに書いていただいています。具体的にこれがどんな感じで、クローズアップされるのかまだ見えていないのですが、ご説明いただけますでしょうか。

（事務局竹内）どのような形で具体的に記述していくかの検討はこれからになりますが、ここで挙げさせていただいた理由は、「人権に関する市民意識調査」の報告書の117ページ、一番上に「女性の人権」についてという項目がございます。問6と問7に「女性の人権」について記載があるのですが、問6の中で、令和元年度調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方」の選択肢の割合が大きく増加しており、そういった意識が高まっています。また、問7の中で、令和元年の調査と比較すると、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」という割合が大きく増加している傾向が出ています。このことから、さらに女性活躍推進やワークライフバランスの考え方について、検討していかなければならないと捉えております。これは意識調査からだけでなく、例えば芦屋市の場合は、ご存じのとおり女性の管理職比率が非常に高く、我々も「男性だから、女性だから」と分け隔てることなく取り組んでおりますが、その比率が上がっていても、質の面での働きやすさという意味では、家庭での役割分担や意識がまだ追いついていないことや、働く制度の問題もありますので、質の面でまだまだ努力をしていかなければなら

ないと考えております。

(大脇委員) ワークライフバランスに関しては女性に限らず、男女それぞれの課題でしょうし、その意識は結局、第4次指針でもアンコンシャスバイアスの中で謳っていただいているところもあります。一番問題にしないといけないのは、先ほど竹内課長がおっしゃったように、女性自身の働きやすさや地域交流、対等な報酬が得られるという点のような気がしていますので、そのあたりをうまく盛り込んでいただけたら、非常に目的に合ったものになるのではないかと思いますので、質問させていただきました。ありがとうございます。

(野崎会長) 他にはいかがでしょうか。

(大脇委員) 先ほど出ました3-0の「情報化などに伴う人権侵害」に関する話で、多文化共生と、両方に少し関わると思いますが、資料にも多言語対応や日本語教育など、色々と記載されていますが、実は今、AIがだいぶ発達してきておりまして、おそらく多文化共生で掲げている項目も、今回の指針を作成して、それが4～5年先になると問題が全て解消されて、AIで言葉の壁がなくなれば、さらに文化交流もどんどん進んでいくと思います。次の5年を見据えるのであれば、このような情報化というものに関して、このレベルで良いのかという点が少し気になります。言葉の壁以前に、お互いを尊重することが大切ではないでしょうか。誹謗中傷も、AIやインターネットを使った非常に複雑なことをすることもあるでしょうし、逆にそれをAIで何とか止めるということも進んでいくでしょう。どちらかというところ、情報化だから、というよりも、モラルといった、人権感覚として何が足りないかというところを、きっちり押さえていくことが重要になってくるのではないかと思います。

(野崎会長) ありがとうございます。地域社会で一緒に生きていくこと、ちゃんと地域社会の一員であるという意識をどうやって作っていくかが非常に大事だと思います。多文化共生社会を目指すというのはそういうことだと思います。外国人の方が言葉で困らないようにという対応は非常に分かりやすいですし、必要です。しかし、おっしゃっていただいたように、AIで色々なことを解決していけるところがあると思いますので、より包括的に交流をしていくような、お互いに不安を感じないようにするような、そういったことが求められていると思います。最近、分からないものに対する不安が非常に強くなっている感じがして、外国人の方と接していない人ほど、何か悪いことをされたわけでもないのに、漠然とした不安を持ってヘイトスピーチをしてしまうようなケースが非常に多いと思います。動物の本能として、分からないことを怖いと思うのは自然な感情でもあるので、それ自体が悪いというのではなく、何か自然な形で交流できる機会を作っていくことが良いのではないかと常々思います。外国人のことだけをやるということが、今度は逆差別的な言説に変わっていくところも実はあります。必要な対応はすべきだと思いますが、なぜ必要なのかということも同時に発信していく必要がありますし、もう少し広く、将来的に地域が分断せずに良い町になるように、それを見据えて、長期的に何かやっていかないといけない時期に来ているのかなという気がします。間違いなく外国人は増えていくと思います。外から人を呼ばなければ、今の豊かな生活は成り立ちません。もちろん受け入れずに、自分たちの便利な生活を捨てるという方向もあると思いますが、そうはいかないのではないかと思います。この人権啓発・教育ということももちろん大事なのですが、芦屋市全体のまちづくりとして、どのような将来像を描くかというところに、この多文化共生という視点を持っておく必要があると思います。少し話が大きくなってしまいましたが、その中で

の人権啓発や教育ということを考えても良いのかなと思います。

（大脇委員）少し大きく広がってきたからこそ、今のお話を聞いて思ったことをお話しします。今、私どもも人材育成の一環で企業研修や教育機関の研修をさせていただいている中で、今一番増えているのが、心理的安全性という概念です。心理的安全性というのは結局、まさに人権全てに通じるものです。誰もが安心して自分の意見を発言できて、相手の意見を尊重し合えるというものです。ただ、それらは全ての人権、人種に関わらず、ご説明いただいたように、安心して居られる場所があるということが大前提です。それから、もう一つの大前提としては、ウェルビーイングという言葉があります。ある論文によると、日本語で実は「生きがい＝ウェルビーイング」だという論文が発表されています。まさに人々が生きがいを持って安心安全で暮らせるというのは、芦屋市が目指す一番、人権の守られたものなのではないかと皆様のお話を聞いていて思ったので、発言させていただきました。

（野崎会長）先ほどお話しくださった、知的障がいを持つ子が将来のことを不安に思わずにすむように、親御さんも含めてですが、働ける場所が近くにあるというのも、一つ生きがいを持って、人権を尊重するということだと思います。どこまで反映できるかは分かりませんが、今回出てきました意見を参考にして、検討していただけたらと思います。

（野崎会長）続きまして、議題（２）第４次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和６年度実績・令和７年度実施計画）について、事務局から説明願います。

【事務局より、第４次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和６年度実績・令和７年度実施計画）について、資料３・４に沿って説明】

（朝倉委員）この評価は、担当している課も自分で自主的に自己評価しているということですね。それは、人権・男女共生課の方でそこに対して、それで良いということになっているのでしょうか。

（事務局竹内）はい。当課も確認した上で、疑問に思うものについてはヒアリングを行い、記載内容を精査しております。

（田中委員）一週間ほど前に会議があったのですが、芦屋に中国の方が急速に増えていて、日本語を習いたい人が非常に多く、講師が少なく需要に追いつかないため、待っている人も多いと聞きました。このように急速に増えていく状況で、今の計画で対応しきれぬのか心配していました。芦屋市には7ヶ所、日本語を教える場所やセッションがあるのですよね。それらがもう間に合わないのではないかと心配していました。

（野崎会長）増えているのは若い世代ですか。

（田中委員）年代は分かりませんが、事務局の方がグラフで示してくれました。3年前ぐらいから徐々に増えていたのですが、特に昨年、今年は3～4倍になっています。

（事務局濱田）先ほどご質問いただいた、外国人の方に対する日本語教育が充足している

かという点ですが、9ページの35番内、「R6実施効果・課題」を見ていただきたいのですが、日本語学級自体は維持しているものの、中国の方の受講者が急増しており、支援者の数と質の確保が課題であると記載されています。したがって、非常に充足している状況かと言われると、課題として捉えなければならない状況になっているようです。

（田中委員）ありがとうございます。

（大脇委員）報告にもあった、24番「合理的配慮の提供支援」について質問させてください。私たちも商工会に加盟しており、商工会からこの取り組みについての情報をいただき、芦屋市が色々取り組んでくれていることを知っていました。実際に、合理的配慮提供支援を行った事業者が2件あり、また、「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」の登録件数も34件まで増加したということですが、お店がこのように増えていくこと自体も非常に大切ですが、その後、実際にこのような配慮をしてくださったお店でどのような変化があったか、確認や把握をされているのでしょうか。

（事務局竹内）そこまでは把握できておりません。所管課の方で、どのような声を聞いているかという部分については、おっしゃる通りだと思います。

（大脇委員）そのような場所を利用してくださる方が増えれば当然良いことですし、もっとこういう声も拾えると、それがまたさらに増加していくきっかけになるのではないかと思います。また分かったらぜひ教えてください。ありがとうございます。

（野崎会長）外国人のお話が出ましたので、8ページ、30番～31番についてお話しします。一番上は、映画を視聴して外国人の人権について考えるという取り組みで、真ん中の国際文化推進に関しては、多様性、多文化を活かしていく講座、31番も啓発、配布でしょうか。もちろん、様々な背景を持つ人々の文化や習慣を理解するということは、非常に受け入れやすいですし、必要なことですし、楽しいですし、そのようなものも必要だと思います。引き続きこのような取り組みがあると良いと思いますが、一方で、外国人の人権課題とはどういうものなのかということ、知っていただくような啓発も必要ではないかと思います。文化や異なる文化を理解することが、そのまま人権を守ることには必ずしもならないと思います。むしろ、この国の人はいく文化ですよ」とだけを教えているのでは、ステレオタイプを強化するようなこともなくはありません。外国人の人権課題や、多文化共生でどのように考えていくのかという講座や啓発活動も、先ほどのお話の延長ですがあっても良いと思いました。実際に芦屋市でどうやって一緒に暮らしていくか、例えば、実際に隣に外国人の方が引っ越してきたけれど、少し困っているという人の話も聞きながら、あるいは外国人当事者の方や支援者の方に来ていただいて交流するなど、そのようなことも行っても良いのではないかと思います。

（事務局竹内）ありがとうございます。

（朝倉委員）今の先生のお話ですが、それを、人権・男女共生課でできるのでしょうか。もっと色々なセクションと連携しないとできないのではないですか。

（事務局竹内）ここで伺ったことは、各所管課ともお話しさせていただいて進めていきます。この後、各所管課との幹事会という課長級の幹事会にもあけて、そのあと、市長を含

めた本部会にもあげていきます。懇話会でどのようなご意見があったかをこちらからご説明させていただき、取り組みの方向性を修正していきます。

（嶋田委員）日本の方が来日された外国の方の文化を学ぶということも必要かもしれませんが、来てくださった外国人の方が、日本の文化や伝統などを学んで、お互い理解していくことが良いのではないかと思ったのですが、そのようなことはされていますか。

（田中委員）行っています。外国人との交流の企画を年4回ぐらい実施しており、多文化共生セミナーも年に2回ぐらい、講師の方をお呼びして行っています。

（大脇委員）国際交流協会も芦屋市にはありますから、頑張っておられます。

（田中委員）防災のことなども、講習会を開いていました。

（野崎会長）国際交流協会の取り組みは、ここには入っていないということですか。

（田中委員）今、資料を詳しく読んだら書いてくださっていました。全ては記載されていないと思いますが。

（大脇委員）少しお話を聞いていて、芦屋市は基本的に自治会を中心に様々な地域づくりをされている市だと思いますが、自治会が、そのような外国から来られた方をうまく把握できているのか、民生委員の方が外国人の方とコンタクトを取れているのか。芦屋市外から一時的に来られる方も多いので、そのような方がなかなか自治会に入れないことや、各マンションにおける自治会の問題が多いことは知っているのですが、だからこそ何とかしていくというのが一つのアプローチではないかと少し思いました。

（事務局竹内）ありがとうございます。そういったアプローチも参考にさせていただきます。

（嶋田委員）民生委員は、いきなりお訪ねするのではなく、地域でこのようなことがあるという情報をご近所から上がってきて、そこから初めて、良い関係を結んでからコミュニケーションをとっていくようにしています。色々な情報が来たら、お互いにどのように解決していくか少しずつ動いています。しかし、自治会の方はやはり、来るもの拒まず去る者追わずというところがあって、自治会のご案内はしているところとしていないところがあるのですが、自治会自身が今、防災・防犯・美化という点で手一杯で、会員になって役員などになるのはしんどい、自由にさせてほしいという方が最近多く、その3つの柱を優先しているというのが正直なところだと思います。

（野崎会長）言葉の壁もありますよね。自治会の案内を見ても分からない方もいらっしゃると思います。この間私の教え子が、自分の住んでいる地域の中で自治会の役員をやっているらしくて、若い方なのですが、でも近所に中国の方がたくさん増えてきたという話を聞いて、一人一人に回って話したら、喜んで入ってくれたそうです。言葉の壁があるのはご本人たちもすごく不安に感じていて、地域の方ともっと交流したいと思っていたみたいで、全員入ってくれたと言っていました。ノックしてみることは必要だと思います。遠くから見たままですと、そこに不安や軋轢が入ってきてしまうので、挨拶から始めてみる

のも、人手の面で大変だと思うのですが、必要だと思います。

（大脇委員）中国は日本以上に二次元コード決済の国なので、スマホは絶対持っています。スマホを使えば、言葉の壁は基本的には大丈夫です。日本人がむしろそれを知らないかもしれません。

（野崎会長）知り合いが、友達がいないと困っている、孤立されている方が多いという話は聞いています。そのような方を対象に、例えば防災をテーマにして、一緒に活動することで、お互いにお名前・お顔が一致するくらいの知り合うきっかけになるものになれば面白いなと思いました。

（鞍田委員）私も、ある程度地域で活動しているのですが、やはり外国人の方とのコミュニケーションという点ではあまりうまくいっていません。私たちも積極的に声掛けができていないのかなと。比較的若い人が住んでいて、いわゆる普通の自治会の運営ではなくて、ほとんどは掲示板なしで、インターネットでみんな繋がっている町があるのですが、先ほどおっしゃったように中国系の方が非常に多くなってきて、仲間に入ってもらえないという情報は少し聞きます。

（野崎会長）少し分かれてしまっているというようなことでしょうか。

（鞍田委員）やはり日本の色々な風土や習慣についても逆に知って欲しいところで、本当はもっと交流すべきですね。そこがうまくいっていないという情報が少しありまして。自治会では、私個人のイメージとしては、非常に難しいのかなという気はしています。

（野崎会長）働いてらっしゃったりすると難しいかもしれない。貴重な情報です。話は変わりますが、22番について、前にもお聞きしたかもしれませんが、インターネット等における差別的な書き込みについて、これは増えているとか、ここ3～4年の推移でお気づきのことはありますか。

（事務局竹内）増えていると思っています。ただ、すべてを見つけているわけではないと思っています。色々な書き方が最近出始めていますので、市がモニタリングをするときも、常に一定の方法でやるという形ではなく、色々なアプローチから実施しています。色々な種類の書き込みがあること、世の中で議論になることが起こったときに書き込まれやすいということが分かってきました。また、書き込み方も、検索に引っかからないような言葉で書くという事例もあります。

（野崎会長）ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

（大林委員）人権・男女共生課って大変ですね。これだけたくさんの人権があって。皆さんの話を聞いていて、その中で一番気になっているのは、インターネットに関する問題と、それから外国人の方が増えていて、彼らとどう共生しながら生きていくかの2つだと思います。でも、全部大事ですよ。部落差別の問題にしても、これも完全には解決していませんし、知的障がい者や高齢者の方の問題も全部そうです。10ページの40番でA評価をいただいているインターネットの人権をテーマにした人権教室についてお話しします。ちょうど去年の7月、私はこの懇話会がありましたので欠席しましたが、芦屋国際中等教育学校

で、516名の生徒さんを対象に実施しました。ビデオを見て、話をした後、高校生と色々とやりとりをしました。彼らはこの問題をよく分かっています。明快な意見を言うってくれるので、流石だと感心しました。ただ、それでもインターネット上のトラブルに巻き込まれてしまう。知識としては知っていても、実際には引っかかってしまう。また、小学生の人権教室では、スマホを持っていないこどもは少数派で、今は親が持たせています。スマホの扱い方などの学習は嫌でもせざるをえない。日本人の方は遅れているかもしれません。中国ではスマホ決済を当たり前にするような状況ですから。そのような中で、インターネット等における人権というのは、3章の一番はじめに書いている方が、これが一番、基本的には大きな壁になっていると思ったので私は納得しました。また、どんな形で啓発していくのか、これは人権・男女共生課だけではとてもできないので、色々な部署と連携しながらやっていくことが大切で、大変重大な、無視できない問題を全部網羅されながら、少しでも前進していかなければならないので、苦勞しておられると思います。その中で、1つでもA評価になっているような取り組みを、少しずつ進めていながら頑張っていかなければならないと思います。無視はできない問題ばかりですから、どこに力を入れていくかは、色々なご意見を大事にして、各担当課の方と連携いただきながらやっていくしかないかと思います。私も、資料に書いてある所管課がいくつあるのか調べてみましたが、たくさんあって、20課ぐらいありました。知らない課もありました。それくらい、たくさんの方と連携しながらやっていくものなのですね。外国の方が日本語を学びたいという要請がいっぱいあることは良いことだと思いますけども、それに対する要請に応えるのは大変ですが、継続的に進めていただきたいし、先ほどの、日本人の方々の生活の思いとしては、夜中に騒がれるとかなわない、というような声を分かってもらうことも必要だというお話もありましたので、企画をぜひ、お願いしたいなと思いながら聞いていました。

(事務局竹内) インターネットの人権が大切になってきている傾向は私も把握させていただいてまして、当事者の方のお話を聞くのが一番効果的だとも言われていますので、インターネットの人権の関係で、被害に遭われた方をお呼びした講演会を今年の11月に実施予定でして、準備ができましたら改めてご案内させていただきます。職員も参加可能ですし、市民の皆さんも参加していただくことができるようにしようと思っています。また、外国の方が自分たちのコミュニティに入ってくるとき、自分たちがマジョリティという立場で考えることも多いと思うのですが、自分が海外に行ったときに、マイノリティの立場であることを感じる機会が多くて、外国の方が日本に来たときにこんな思いをしているだろうと想像することが大事なのではないかと思います。

また、だんだん知り合って、こちらが言葉を分かることが相手に伝わってきたら、じゃあ文化も教えようと思ってもらえて、徐々にその心が解けてきて、コミュニケーションが取れるようになってきて理解が進められる部分もあります。AIの時代ですので、すでに目的のある用事の解決という面では進んでいくと思うのですが、心のつながりという面では、自分がマイノリティとして相手の心に受け入れられた時の経験から、相手のことを思いやる方向につなげていくことが大切なのではないかと考えています。

(野崎会長) ありがとうございます。

(大脇委員) 19番についての質問です。認知症になった人に対する手当や、認知症を理解するための施策は積極的にやっけていただいているのですが、認知症にさせないというような施策を市としては何かされていますか。家庭や、今は予防医学の時代なので、そのような場で啓発があると良いのかなと思いました。

(事務局竹内) 具体的な情報は持ち合わせていませんが、ただ、そのような取り組みを実施していると聞いたことがあります。この資料にもそこを反映できたら良いと思います。

(大脇委員) そうですね。認知症の方への理解という面では啓発や講座をしていただいているので、可能であれば、身近な人の認知の低下を事前に把握できるような講座があると良いと思います。

(野崎会長) 他にはいかがでしょうか。

(嶋田委員) こどもの人権という面でたまに聞くお話として、最近もあったのですが、集団登校の時に周辺のおうちの方が、集まっているこどもたちの声がうるさいので、集まる場所を変えて欲しいと学校側に言われることがあります。公園の近くの方が、こどもたちの声がうるさいからボール遊びはやめてほしいといった話を時々耳にします。こどもたちは、元気に遊ぶのがお仕事みたいなものですから、こどもたちが元気に健やかに育っていく権利を地域で守る。そういう社会が良いなと思うのですが、具体的な対策は私もすぐには思いつかないのですが、最近そういうことがあったので、一言添えさせていただきます。

(野崎会長) 居場所がどんどん減っていってしまうということもありますよね。ボール遊び禁止とかは公園なのに？といったことがよくありますね。

(大林委員) 地域でこどもの声が聞こえなくなったら寂しいですね。そのことをご理解いただきたいと思います。こどもの声が聞こえていたら嬉しいのではないのでしょうか。

(田中委員) 夜中ではなく、昼間にこどもの声が聞こえるのは自然なことです。

(大林委員) 遊び場所が制限されているというのは非常に難しい問題ですね。運動会でも、必ず最初の挨拶で、近所の皆さんにお許しくださいとずっと言っていました。そう言わないといけなくらい、一日中マイクで大きな声を出すので、練習のときからずっと言っていました。PTAの方や自治会の方にも理解していただき、お願いすることをやっていました。そのような現状ですので、その時はお許しいただきたいと思います。こどもの声が聞こえなくなったら寂しいですからね。

(事務局竹内) ここで少しご相談させていただきたい事項がございます。ご覧いただいている横長の表についてです。先ほども少しお話しさせていただいたとおり、この後、いただいたご意見などを、課長級の幹事会、市長を含めた本部会で議題にするのですが、以前その中で意見があったこととしまして、予算決算の真ん中の3行の数字の部分は削った方が良いのではないかという意見がありました。なぜかと申しますと、人権の予算は様々な事業にまたがる予算であり、この数字自体が按分できないため、人権のことだけに費やされたお金になっていないという点があります。ここに記載されている人権施策だけを進めることを表す予算にはなっておらず、誤解を生じやすいのではないかという意見がございました。他の計画なども調べたのですが、子育てや福祉といった政策、計画に関しても、そのような予算額は記載していないという形になっています。

(野崎会長) これに関して、何か意見がございましたらいただけたらと思います。

（朝倉委員）この金額というのは芦屋市全体で出しているものではなく、人権・男女共生課で使っている金額ですか。

（事務局竹内）所管課に照会をかけまして、所管課が回答してきた金額です。

（朝倉委員）担当している課が行っているわけですね。それでしたら、別にあっても良いのではないのでしょうか。

（事務局竹内）所管課が回答してくる金額ではあるのですが、予算の取り方として、その施策は人権だけのためのものではないのと、按分ができません。そのため、この増減に関する議論をしても、人権施策を進めるための金額だけではないという状況です。

（朝倉委員）あった方が我々としては分かりやすいのですが。

（事務局和泉）例えば5ページ、19番の認知症施策のところですが、ここに上がっている800万円ほどの金額というのは、地域福祉課、高齢介護課が、認知症の施策を進めるために取っている予算です。この事業は人権課題の解消に向けた側面もあるということで、こちらの指針の事業として記載させていただいております。ですので、本来の目的に対する予算取りと、人権課題としての側面に対する費用がどれだけかかるのかという按分が難しいという意味でございます。全て人権課題のために行っている事業であれば100%、その予算が人権課題のために使われている予算であると言えますが、様々な課にまたがっている事業の中で、人権の課題を少しでも解消する、役に立つ事業だということを集めていますので、その費用は全てが人権課題に予算化されているものではないという部分もあるというところが各課での課題になっております。

（大脇委員）今、和泉部長のお話を聞いて、逆に按分はできるのではないのでしょうか。竹内課長がおっしゃったように、きちんと明確な数字は出せないのは分かります。おそらく、いくつかの事業に対するトータルの予算なのですね。しかし逆に、按分だからこそできるのではないのでしょうか。要は、トータルとして、私たちの課はこの予算でこれだけの事業を行っていて、その中の何割を人権課題のために頑張っているというのは、逆に出せる数字なのではないかと思うのですが。

（事務局和泉）単発の事業が積み重なっているのであれば良いのですが、その一つ一つの事業の一面として、人権課題にも触れながら行っているその事業自体が様々な側面を持ちながら行っているものになります。人権の部分をどこまで計上したらよいかは分けられない部分になると思います。例えば、人権の映画上映は確かに人権のためのお金だと思いますが、先ほどの認知症の事業で言いますと、それに対する活動は、人権の取り組みでもあります。まず認知症の方の課題に関する取り組みになっていると思います。そこからどれだけの部分が人権課題解消に貢献したのか、何パーセントですかと言われると、やはり測れません。単発で行っている事業、例えば人権・男女共生課が行っている事業であれば、人権の課題解消のために行っている事業ですので、それは100%だと分かりやすいと思います。しかし、様々な課で行っている事業について、その事業の中でどれだけのものが人権課題に向けた内容になっているかというのは、なかなか測りにくいので、数字を出すのが少し難しいという状況です。複数の課にまたがっている事業で、各課から「この事業には

人権課題の解決の側面がありますよ」ということで進行管理表に出していただいているものについては、なかなか「それに対して何割の部分が人権課題になっているの」と問われると、半々です、1/3ですといった具体的な割合を出すのが難しいと思います。

（大脇委員）市民の代表として述べさせていただく側からすると、どちらかというと金額云々よりも、その課がどのくらいの力を入れているのか、どのような重きを置いてこの事業を行っているかということの方が重要であり、確認できるものがあるとありがたいと思っています。はっきりと出せる金額もありますが、出せない金額は按分をして、大体このくらいの力加減でやっているということが分かれば、事業を評価する数字や指標になるのではないかと考えて言わせていただきました。これも一つの意見として。

（事務局和泉）それぞれの取り組みのところに、かなり細かく書き出しをしていただくようお願いして、実績や課題を記載していただいております。

（事務局竹内）按分となりますと、かなり難しい作業になると思っています。どれぐらいの割合で按分するのが適切かというのを代々安定的に継承しながら、全事業を適切に按分できているかをチェック・点検しながら各課を指導していくというのは、現実的には難しいかなと。

（大脇委員）按分は、所管課の感覚通りに見せていただいて、それを市民の代表として我々が見る、というのが本来の役割ではないでしょうか。人権・男女共生課として難しいとおっしゃられると、何かきれいにしてもらったものだけを我々も見せられているような気がします。

（事務局和泉）各所管が一生懸命事業を行っており、その中で少しでも人権の課題解決に繋がっている部分があるという視点を、こちらから「この事業をやっているけれど、こういう見方もできるよね」といったお話をさせていただき、そういった気づき合いのようなものをまとめているものになりますので、決して人権の意識がないものを無理やり進行管理表に持ってきたものではございません。この進行管理表で、事業の確認の仕方というところでは、金額といった視点よりは、もっと内容の部分で、各職員が人権に関わる事業を行っているのだという意識を持った上で記載したものを確認していただくことが主になってくると思いますので、内容の部分を充実させた形で、皆様方にご報告させていただければと思っております。

（大林委員）按分については、どこの項目が一番困りますか。例えば11番のこども家庭・保健センターは、多額の予算を使っていますよね。3,378万6,000円のうち、一番使ったのはこれ、というので、11番の項目の事業内容のところに、米印などで少し確認したいのですが、そのようなことはできませんか。3,378万6,000円は、センターと、人権・男女共生課が調整して按分した額ではないですよね。

（事務局竹内）こども家庭・保健センターは一つの部署なので、一つの課の予算ではあるのですが、これが人権施策のためだけに使われているわけではありません。その金額の多寡に関する質問をいただいて、我々が回答することは今までもさせていただいておりましたが、我々としましては、一番は、「私たちが取り組んだことに対して、もっとこんなことをしたら良いのではないか。」というご意見をいただき、それに対してお答え

するようなところに時間を割くと、様々な発想や方向性の修正も可能になります。しかし、「実はここは、このように費用が使われていて、この金額のうちこの部分はこうでした。」というような説明だけに時間が費やされてしまうのは、その後の施策への反映の話ができていないまま終わってしまうため、少しもったいないと感じる部分もあります。いずれにしても、様々なご意見をいただきましたので、工夫を検討させていただきます。

（野崎会長）ご意見を反映しつつ、まとめていただけたらと思います。次の議題に移ります。その他につきまして、事務局から報告はございますか。

（事務局竹内）たくさんの御意見をいただきありがとうございました。本日の会議録につきましては、案ができ次第、皆様にお送りしますので、お手数ですがご確認よろしく願いいたします。その後、ホームページにて公開させていただきます。その他の項目については以上です。

（野崎会長）本日は、貴重な御意見ありがとうございました。これをもちまして本日の懇話会を閉会いたします。では、事務局へお返しいたします。

（事務局竹内）今後、本日いただいた意見を踏まえながら関係課にヒアリングを行い、素案を作成してまいります。その素案について、次回の懇話会でご意見をいただきます。時期は10月頃を予定しております。その後、12月頃にパブリックコメントを実施し、2月上旬頃に第3回懇話会を予定しておりますので、よろしくお願いします。また、みなさまの任期は本年11月末までとなっております。次期の委嘱に関しましては、団体推薦の方は、10月頃に各団体へ推薦のご依頼をさせていただきます。本日はありがとうございました。

【閉会】